



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年10月13日金曜日 第451号

◇ 目 次 ◇ 告 示

自衛官候補生の採用試験.....（総務管理課）...1032
 指定自立支援医療機関の指定.....（障がい福祉課）...1032
 指定居宅サービス事業者の指定.....（東予地方局地域福祉課）...1032
 指定介護予防サービス事業者の指定.....（ " ）...1033
 指定居宅サービス事業の廃止.....（ " ）...1033
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....（東予地方局環境保全課）...1033
 指定道路の指定.....（東予地方局四国中央土木事務所）...1035
 土地改良区役員就退任の届出.....（中予地方局農村整備第一課）...1035

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）...1035

告 示

○愛媛県告示第1087号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

令和5年10月13日

愛媛県知事 中村時広

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
筆記試験、作文及び適性検査 （WEB試験） 令和5年11月13日（月）0時から 令和5年11月15日（水）24時の間 で任意の時間	任意の場所	任意の場所	県内全域
口述試験及び身体検査 令和5年11月18日（土）	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第1088号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和5年10月13日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
八幡浜中央薬局	八幡浜市江戸岡1丁目870番地3	株式会社ASHITA	松山市居相一丁目10番25-2号	代表取締役 村上智哉	薬局（育成医療・更生医療）	令和5年10月1日
すみむら薬局	今治市大西町紺原甲303-3	有限会社すみむら	今治市大西町宮脇甲1468-2	代表取締役 住村淳	薬局（育成医療・更生医療）	令和5年10月1日
すみの薬局	新居浜市中筋町2丁目1番3号	株式会社Y'sグローイング	新居浜市上原2丁目5番49号	代表取締役 山口貴大	薬局（育成医療・更生医療）	令和5年10月1日

○愛媛県告示第1089号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和5年10月13日

愛媛県東予地方局長 客本宗嗣

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
合同会社tsu麦	ヘルパーステーションつむぎ	愛媛県新居浜市桜木町7番80号	令和5年7月20日	訪問介護
くろしお医療福祉株式会社	介護付有料老人ホームさくらリビング 川之江	愛媛県四国中央市金生町下分996番地 1	令和5年8月1日	特定施設入居者生活介護

○愛媛県告示第1090号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。
令和5年10月13日

愛媛県東予地方局長 客本宗嗣

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
くろしお医療福祉株式会社	介護付有料老人ホームさくらリビング 川之江	愛媛県四国中央市金生町下分996番地 1	令和5年8月1日	介護予防特定施設 入居者生活介護

○愛媛県告示第1091号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービスを廃止する旨の届出があった。
令和5年10月13日

愛媛県東予地方局長 客本宗嗣

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社花・花	赤いうさぎ	愛媛県四国中央市川之江町3310番地8	令和5年7月31日	訪問介護

○愛媛県告示第1092号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。
なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和5年10月13日

愛媛県西条保健所長 武方誠二

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
株式会社ダスキンプロダクト中四国
広島県山県郡北広島町大朝字犬追原13817番地8
代表取締役 片桐 良徳
- 工場の名称及び所在地
株式会社ダスキンプロダクト中四国愛媛工場
西条市小松町新屋敷甲2021番地1
- 特定施設に関する事項
1-1-4号 洗濯機

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第67号 洗濯業の用に供する洗浄施設
特定施設の能力	1回当たり200キログラム処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	工事着手3日後

使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
特定施設の使用時間間隔	間欠		
特定施設の1日当たりの使用時間	15時間		
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常	9.5～10
		最大	9～10.5
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	450
		最大	550
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	500
		最大	1,000
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	38
		最大	50
	燐含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	19
		最大	30
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常	40.5	
	最大	47.9	

1 - 4

特定施設の種別	政令別表第1第67号 洗濯業の用に供する洗浄施設	
特定施設の能力	1時間当たり180ケース処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	工事着手2日後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	4時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9.5~10.5 最大 9.5~10.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10
	燐含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 20
汚水等の1日当たりの量(単位立方メートル)	通常 4 最大 4	

4 汚水等の処理施設に関する事項

3 - 1

設置年月日	平成27年4月13日
処理施設の種別	ウエス前処理設備
処理施設の型式	ウエス前処理設備
処理施設の構造	ステンレス製丸型
処理施設の主要寸法	直径1,500ミリメートル 高さ3,800ミリメートル
処理施設の能力	1日当たり10立方メートル処理
汚水等の処理の方式	マイクロバブル浮上分離システム
処理施設の使用時間間隔	連続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 11.5~12 最大 11~12.5	通常 11.3~11.8 最大 11~12.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3,000 最大 3,500	通常 1,800 最大 2,000
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3,500 最大 4,000	通常 3,000 最大 3,500
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 50	通常 40 最大 50
	燐含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 30	通常 20 最大 30
汚水等の1日当たりの量(単位立方メートル)		通常 6 最大 7	通常 6 最大 7

3 - 3

設置年月日	平成27年4月13日		
処理施設の種別	加圧浮上処理、ろ過及び活性炭処理		
処理施設の型式	加圧浮上処理、ろ過及び活性炭処理		
処理施設の構造	ステンレス製及びコンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦14.6メートル 横14.3メートル 高さ5.4メートル 及び 縦21.3メートル 横11.0メートル 高さ12.6メートル		
処理施設の能力	1日当たり380立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	凝集浮上連続式、生物処理及び活性炭吸着ろ過処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9.5~10 最大 9~10.5	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 500 最大 650	通常 30 最大 40
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 600 最大 1,200	通常 20 最大 30
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 50	通常 5 最大 8

燐含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	20	通常	1
	最大	30	最大	2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常	301	通常	301
	最大	354	最大	354

備考 処理後の汚水等の一部は、再利用する。

5 工場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常	5.8~8.6
		最大	5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	30
		最大	40
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	20
	最大	30	
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	5
		最大	8
	燐含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	1
		最大	2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常	215
		最大	242

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第1093号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和5年10月13日

愛媛県東予地方局長 客本宗嗣

- 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 指定年月日
令和5年10月3日
- 指定道路の位置
四国中央市上柏町字鶴若ノ下604番一部、字小井手607番1の一部及び字小井手608番2の一部
- 指定道路の延長及び幅員
(1) 延長 96.87メートル
(2) 幅員 6.00メートル、5.00メートル

○愛媛県告示第1094号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、松山市斎院樋川土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和5年10月13日

愛媛県中予地方局長 馬越祐希

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	家木貞夫	松山市竹原3丁目14-13

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 1258

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年10月13日

愛媛県人事委員会委員長 安藤 潔

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 43)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第10(第3条関係) 級別職務区分表 1 行政職給料表級別職務区分表			別表第10(第3条関係) 級別職務区分表 1 行政職給料表級別職務区分表		
職務の級区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職	職務の級区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略			省略		
9級	知事の事務部局	_____	9級	知事の事務部局	<u>政策推進統括部長</u>
	省略	省略		省略	省略
2~8 省略			2~8 省略		

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第2条 管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-68)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
部局	公職	区分	部局	公職	区分
知事の事務部局	_____	1種	知事の事務部局	<u>政策推進統括部長</u>	1種
	省略			省略	
	省略			省略	
省略			省略		
備考 省略			備考 省略		

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第3条 管理職員等の範囲を定める規則(愛媛県人事委員会規則13-16)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条、第3条関係)			別表(第2条、第3条関係)		
機関	職		機関	職	
省略			省略		
知事部局	本庁	<u>部長 _____ 営業本部長 営業統括部長 防災安全統括部長 デジタル変革担当部長 福祉政策統括監 理事 局長 営業副本部長 秘書広報統括監 医療政策監 技術監 営業本部マネージャー えひめ野球文化推進監 サイクリング誘客推進監 危機管理監 環境技術専門監 原子力安全対策推進監 感染症対策調整監 少子化対策推進マネージャー 水資源・ダム政策監 医監 高速道路推進監 技幹 課長 室長 課長補佐 所長 主幹 営業主幹 専門員(秘書課及び財政課に属するもの、人事及び給与の企画を専門事項とするもの並びに人事係、組織定員係及び法令係が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とするものに限る。)</u> 秘書 検査班長 船長 主計係長 調整管理係長 人事係長 組織定員係長 福利健康係長 共済・年金係長 報道係長 法令係長 表彰係長 担当係長(秘書課及び総合政策課に属するもの(総合政策課にあつては、調整管理係に属するものを除く。))、予算、庁舎管理、人事及び給与の企画、庁内働き方改革の推進、広報プロモーション並びに広報を担当するもの並びに人事係及び福利健康係が所掌する事務の一部を管理するものに限る。) 主任(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係及び法令係に属するもの並びに人事及び給与の企画を担当するものに限る。) 主事(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係及び法令係に属するもの並びに人事及び給与の企画を担当するものに限る。)	本庁	<u>政策推進統括部長 部長 営業本部長 営業統括部長 防災安全統括部長 デジタル変革担当部長 福祉政策統括監 理事 局長 営業副本部長 秘書広報統括監 医療政策監 技術監 営業本部マネージャー えひめ野球文化推進監 サイクリング誘客推進監 危機管理監 環境技術専門監 原子力安全対策推進監 感染症対策調整監 少子化対策推進マネージャー 水資源・ダム政策監 医監 高速道路推進監 技幹 課長 室長 課長補佐 所長 主幹 営業主幹 専門員(秘書課及び財政課に属するもの、人事及び給与の企画を専門事項とするもの並びに人事係、組織定員係及び法令係が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とするものに限る。)</u> 秘書 検査班長 船長 主計係長 調整管理係長 人事係長 組織定員係長 福利健康係長 共済・年金係長 報道係長 法令係長 表彰係長 担当係長(秘書課及び総合政策課に属するもの(総合政策課にあつては、調整管理係に属するものを除く。))、予算、庁舎管理、人事及び給与の企画、庁内働き方改革の推進、広報プロモーション並びに広報を担当するもの並びに人事係及び福利健康係が所掌する事務の一部を管理するものに限る。) 主任(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係及び法令係に属するもの並びに人事及び給与の企画を担当するものに限る。) 主事(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係及び法令係に属するもの並びに人事及び給与の企画を担当するものに限る。)	
	省略			省略	
省略			省略		

備考 省略

備考 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。